

東京都消費生活条例(平成六年東京都条例第百十号) 新旧対照表(抄)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>前文から第六章まで (現行のとおり)</p> <p>第七章 消費者教育の推進(第四十一条―第四十二条)</p> <p>第八章から附則まで (現行のとおり)</p> <p>前文 (現行のとおり)</p> <p>第一条から第二十四条まで (現行のとおり)</p> <p>(不適正な取引行為の禁止)</p> <p>第二十五条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引(商品の購入、交換等を業として営む事業者が、消費者を相手方として商品の購入、交換等をする取引を含む。以下同じ。)に関して、次のいずれかに該当する行為を、不適正な取引行為として規則で定めることができる。</p> <p>一及び二 (現行のとおり)</p> <p>三 消費者に対し、取引の意図を隠し、商品若しくはサービスの品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>四から八まで (現行のとおり)</p> <p>九 商品若しくはサービスに係る取引を行う事業者又はその</p>	<p>目次</p> <p>前文から第六章まで (略)</p> <p>第七章 消費者教育の推進(第四十一条・第四十二条)</p> <p>第八章から附則まで (略)</p> <p>前文 (略)</p> <p>第一条から第二十四条まで (略)</p> <p>(不適正な取引行為の禁止)</p> <p>第二十五条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関して、次のいずれかに該当する行為を、不適正な取引行為として規則で定めることができる。</p> <p>一及び二 (略)</p> <p>三 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品若しくはサービスの品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>四から八まで (略)</p> <p>九 商品若しくはサービスを販売する事業者又はその取次店</p>

取次店等実質的な取引行為を行う者からの商品又はサービスに係る取引を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせること。

2 (現行のとおり)

(重大不適正取引行為)

第二十五条の二 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

一 契約の締結について勧誘をするに際し、商品の取引価格その他契約における重要な事項として規則に定めるものにつき、故意に事実を告げないこと。

三 (現行のとおり)

第二十六条から第四十条まで (現行のとおり)

(消費者教育の推進)

第四十一条 都は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深め、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するため、消費者に対する教育に係る施策及びこれに準ずる啓発活動（以下「消費者教育」という。）を推進するものとする。

2 前項に規定する消費者教育の推進に関する基本的事項は、次

等実質的な販売行為を行う者からの商品又はサービスの購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせること。

2 (略)

(重大不適正取引行為)

第二十五条の二 (略)

一 (略)

一 契約の締結について勧誘をするに際し、商品の販売価格その他契約における重要な事項として規則に定めるものにつき、故意に事実を告げないこと。

三 (略)

第二十六条から第四十条まで (略)

(消費者教育の推進)

第四十一条 都は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、消費者に対する教育に係る施策を推進するものとする。

に掲げるとおりとする。

一 幼児期から高齢期に至るまで各段階に応じて体系的に実施すること。

二 年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の消費者教育が行われる場の特性に応じて、適切な方法によって実施すること。

三 消費者教育を推進する多様な主体と連携を図り、効果的に実施すること。

(消費者の消費者教育への参画)

第四十一条の二 消費者は、消費者の権利の確立及び公正かつ持続可能な社会の形成に向け、年齢、障害の有無その他の特性、様々な状況等に応じて、主体的に消費者教育に参画するものとする。

(消費者団体の役割)

第四十一条の三 消費者団体は、自主的な消費者教育に取り組むとともに、様々な場で行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の役割)

第四十一条の四 事業者及び事業者団体は、自主的な消費者教育に取り組むとともに、都、区市町村等が実施する消費者教育に係る施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者及び事業者団体は、消費者への消費生活に関する有用な情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

3 事業者は、その従業員に対する消費者教育の実施に努めるも

のとする。

第四十二条から第四十五条まで（現行のとおり）

（立入調査等）

第四十六条 知事は、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十二條の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、その職員をして、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入って、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは事業者若しくはその従業員若しくは当該事業者の業務に従事する者（以下この条において「事業者等」という。）に質問させ、又は第十条に定める調査及び認定並びに第十二条に定める認定を行うため、必要最小限度の数量の商品又は当該事業者がサービスを提供するために使用する物若しくは当該サービスに関する資料（以下「商品等」という。）の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者等が前項の規定による報告、商品等の提出若しくは立入調査を拒み、又は質問に対し答弁しなかつたときは、事業者に対し、書面により、報告若しくは商品等の提出を要求し、又は立入調査若しくは質問に応ずべきことを要求することができる。

3（現行のとおり）

4 第一項及び第二項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等に提示しなければならない。

第四十二条から第四十五条まで（略）

（立入調査等）

第四十六条 知事は、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十六條及び第五十一条第一項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、その職員をして、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入って、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させ、又は第十条に定める調査及び認定並びに第十二条に定める認定を行うため、必要最小限度の数量の商品又は当該事業者がサービスを提供するために使用する物若しくは当該サービスに関する資料（以下「商品等」という。）の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者又はその関係人が前項の規定による報告、商品等の提出若しくは立入調査を拒み、又は質問に対し答弁しなかつたときは、事業者に対し、書面により、報告若しくは商品等の提出を要求し、又は立入調査若しくは質問に応ずべきことを要求することができる。

3（略）

4 第一項及び第二項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 及び 6 (現行のとおり)

第四十六条の二 知事は、第二十六条及び第五十一条第一項の規定の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者と消費者との間で行う当該取引に密接に関係する者として次の各号のいずれかに該当すると知事が認める者(以下「密接関係者」という。)に対し、報告を求め、その職員をして、事業者若しくは密接関係者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入って、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、又は事業者若しくは密接関係者若しくはそれらの従業員若しくはそれらの業務に従事する者(以下この条において「事業者、密接関係者等」という。)に質問させることができる。

- 一 当該取引に関し、消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項を消費者に告げ、又は表示する者
- 二 当該取引に誘引するため又は契約後において当該取引を継続させ、若しくは取引の内容を拡大させるためほかの商品若しくはサービスを消費者に供給する者
- 三 当該取引に関し、契約の締結若しくは解除又は債務の履行に係る行為を行う者
- 四 当該取引に関し、契約の締結、履行又は解除に係る関係書類を保有する者
- 五 当該取引に関し、当該事業者に対し、第二十五条第一項に規定する取引行為の方法等を教示する者
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める者

2) 知事は、第二十六条及び第五十一条第一項の規定の施行に必

5 及び 6 (略)

要な限度において、事業者、密接関係者等に対し、書面により、報告を要求し、又は立入調査若しくは質問に応ずべきことを要求することができる。

3| 前項の書面には、要求に応じない場合においては、当該事業者又は当該密接関係者の氏名又は名称その他必要な事項を公表する旨及び報告、立入調査又は質問を必要とする理由を付さなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者、密接関係者等に提示しなければならない。

5| 第一項又は第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6| 知事は、第二十六条及び第五十一条第二項の規定の施行に必要な限度において、事業者との間で取引を行う者に対し、当該取引に関する事項について報告を求めることができる。

第四十七条から第四十九条まで（現行のとおり）

（公表）

第五十条（現行のとおり）

2| 知事は、事業者又は密接関係者が第四十六条の二第二項の規定による要求に従わないときは、その旨を公表するものとする。

（禁止命令）

第五十一条 知事は、消費者被害の拡大防止のため特に必要があるものとして別表に定める取引について、次の各号のいずれか

第四十七条から第四十九条まで（略）

（公表）

第五十条（略）

（禁止命令）

第五十一条 知事は、消費者被害の拡大防止のため特に必要があるものとして別表に定める取引について、次の各号のいずれか

に該当するときは、その事業者に対し、一年以内の期間を限り、契約の締結について勧誘すること又は契約を締結することを禁止することを命ずることができる。

一及び二（現行のとおり）

2| 前項の規定による命令は、第二十五条の二の重大不適正取引行為について、消費者被害の拡大防止を図るために実施し得る法律の規定による指示、命令、登録の取消しその他の措置がある場合には、行わないものとする。

3| 知事は、第二十五条の二第一号の重要な事項として規則で定めるもののうち規則で定めるものにつき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第一項の規定の適用については、当該事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

4| 知事は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

第五十二条から第五十四条まで（現行のとおり）

第五十五条 第五十一条第一項の規定の施行に必要な第四十六条の二第二項の規定による立入調査若しくは質問を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

別表（第五十一条関係）

に該当するときは、法律に定めがある場合を除き、その事業者に対し、一年以内の期間を限り、契約の締結について勧誘すること又は契約を締結することを禁止することを命ずることができる。

一及び二（略）

2| 知事は、第二十五条の二第一号の重要な事項として規則で定めるもののうち規則で定めるものにつき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、前項の規定の適用については、当該事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

3| 知事は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

第五十二条から第五十四条まで（略）

第五十五条 第五十一条第一項の規定の施行に必要な第四十六条第二項の規定による立入調査若しくは質問を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

別表（第五十一条関係）

一 消費者の住居においてサービス提供契約の申込みをし、又はサービス提供契約を締結することを請求した消費者に対して事業者が当該消費者の住居を訪問して行う取引であつて、次に掲げるサービスに関して契約締結前にサービスの提供を行うことにより、消費者が契約締結を断ることが困難な状況を作り出す取引

(一)及び(二) (現行のとおり)

(削除)

(削除)

二 雑誌、テレビ等に出演するために必要な技芸又は知識の教授に関する二月以上の継続的な役務提供に係る取引

三 契約を締結することを目的に、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所を消費者が訪問して、サービス提供契約の申込みをし、又はサービス提供契約を締結する場合における次に掲げるサービスの取引

(一) 雑誌、テレビ等に出演する機会若しくは当該情報の提供又は出演する機会を得るための広告宣伝若しくは交渉の代行(特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売による取引を除く。)

(二) 精神の修養又は就職、起業等のための啓発若しくは知識の伝授

(三) 外国への留学若しくは外国における研修、就業等のあつ

一 消費者の住居においてサービス提供契約の申込みをし、又はサービス提供契約を締結することを請求した者に対して行う特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する訪問販売(以下単に「訪問販売」という。)であつて、次に掲げるサービスに関して契約締結前にサービスの提供を行うことにより、消費者が契約締結を断ることが困難な状況を作り出す取引

(一)及び(二) (略)

二 訪問販売及び法第二条第三項に規定する電話勧誘販売による土地の広告に係る取引

三 訪問販売による調味料に係る取引

四 雑誌、テレビ等に出演するために必要な技芸又は知識の教授に関する二月以上の継続的な役務提供に係る取引

せん又はその手続の代行

四 非宅地の土地に係る取引